

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の施行期日を定める政令

平成一二・三・二九
政令 一三七

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の施行期日は、平成十二年三月三十日とする。